

お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、皆さんに2点お話を申し上げたいと思います。

1点は、国体の関係であります。

24日に実行委員会の総会が開催されまして、そこで延期の可否、延期の申請を行うかどうかにつきましては、私に一任をいただいたところであります。

これに関しまして、土曜日・日曜日ということで、熟慮いたしました。

当日の総会では、市、町の方々、首長の皆さんの考えもお伺いできましたし、それが何よりも競技団体の皆さんの熱い思いというのが、よく伝わって参りました。

私どもも、どうすべきかということで、非常に悩んだわけでございますが、非常に心苦しいわけでございますが、とても残念なことであります。今回は延期の申請をしないという考えに立ち至ったわけでございます。

これに関しましては、今まで10年間、国体の開催に向かって努力をしてこられた市・町の皆さん、それから、まさに技術を磨き上げられた選手の方々、さらにその選手を支えてこられた競技団体の皆さん、非常に申し訳ないという気持ちでいっぱいあります。

さらには、国体を開催するにあたって、実際に活動いただく予定をしていた学校関係者の皆さん、それから選手を雇用という面でも、或いは協賛ということで支えていただいた企業の方々にも、非常に申し訳ない思いで、いっぱいではありますけれども、今回、会場の再選定を求められるところが多かったということ、それから、かなりの費用がこれからかかり、県民の皆様、それをお願いするのは忍びないということも考えまして、今回は延期の申請を行わないということにさせていただいたわけであります。

重要なのは、それではこれからどうするかということでもあります。

24日の総会で競技団体の皆さんから、選手の無念の気持ちってというのは、十分に受け取りました。

今まで培ってこられた競技力をどのように発揮をするのか、そういう発揮する場所、これに関して、実はそういう同じことを考えていただいている市・町の方々もおられますので、そういった方々と連携をして、また競技団体の皆さんのご意見も伺って、例えば、国体に代わるような大規模な大会が催せないかということについては、考えていきたいと思っています。

加えまして、国体自体をどうするのかということですが、24日もご意見出ましたけれども、例えばお金のかからない国体もあり得るのではないかと。

では三重県は次国体、いつ手を挙げるのか、これについても検討する必要があると考えておりまして、今申し上げた2点、競技を行う方々が、今までの競技能力を発揮できる場、それから、国体をどうするのかについて、今日担当部門に部局に検討を指示しております。

そこで検討してもらって、また議論をし、それから、競技団体の方々、場合によっては市・町の方々に、ご議論をさせていただいて、どうするかということを決めていきたいと思っていますところでございます。

1 点目は以上でございます。

2 点目は、新型コロナウイルスの関係であります。

今日も入院しておられた方がお亡くなりになったという発表をさせていただいたと思います。25 日にお亡くなりになりました。この方については、哀悼の意を表させていただきたいと思っています。

コロナウイルスの感染者全体に関して申し上げますと、県民の皆さんのご努力で感染される方々、新規に感染される方々の数は徐々に減ってきております。

また、ご案内のように、緊急事態宣言は9月30日が期限ということになっているわけでもございまして、政府の方針は明日示されるというふう聞いておりますが、県もそれに合わせまして、対策本部員会議を明日開こうと思っています。

状況は改善をしておりますので、緊急事態宣言を延長するような状況ではないんじゃないかなと考えております。ただ、モニタリング指標のうち、確保病床の占有率、それから入院率、それとPCRの陽性率、これはまだステージⅢのままであります。

また、近隣の県の感染状況も完全にもう一段落したという感じでもないもので、対策は緩めるべきではないというところもあるかと考えています。ただ、全県というわけでもないだろうということを考えておまして、特に感染者が多いのは北ですね。具体的に言うと、四日市、それから鈴鹿、亀山、津、この保健所の管内、3保健所の管内でありますけど、ここについては営業時短要請をお願いしないといけないかなと考えているところがあります。これについても明日議論をしていただこうと思っています。

具体的な内容については、明日決めてからということになりますけれども、例えば酒類の提供を可能にするということも今回はあり得ると考えていますし、また、飲食店の認証制度、あんしんみえリアという制度を県は運用していますけれども、こういう認証店に関しては、そうでない店との違いを出すということも考えているところでもあります。

まん延防止等重点措置に該当するかどうかということですが、先ほど申し上げました三つの指標ということ、それから、その三つの指標も徐々に改善しつつあるということを考えますと、緊急事態宣言、或いはまん延防止等重点措置ではないのだろうと考えているところですので、そういうのは県独自の措置を考えていくということでもあります。

以上2点、私からの報告であります。